

参 考 資 料

広島市うつ病・自殺対策推進計画の策定経過

時期	うつ病・自殺予防対策推進協議会及び部会	市議会への報告	市民への公表等
18年(2006年) 6月		うつ病・自殺予防対策推進計画の策定の検討	
10月	第1回 うつ病・自殺予防の課題と今後の展望について		
12月	第2回 関係機関の活動状況について		
19年(2007年) 3月	第3回 課題の抽出にかかる基本的整理について 市民アンケートについて		
5月	第4回 具体的課題と基本施策の検討について うつ病・自殺予防対策基本計画の構成(案)について 部会の運営について		
6月	第1部会 医療・労働問題における自殺対策について (第1回)		市民アンケート実施
	第2部会 社会問題関係におけるうつ病・自殺予防対策について (第1回)		
7月	第1部会 医療・労働問題における自殺対策について (第2回)		
	第2部会 社会問題関係における連携体制の整備について (第2回)		
8月	第5回 部会の審議報告と提案について 市民アンケートの調査結果について		
9月	第6回 広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について		シンポジウム開催
	第7回 広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について		
11月	第8回 広島市うつ病・自殺予防対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について	アンケート調査 結果報告	アンケート調査 結果公表
12月	第9回 広島市うつ病・自殺対策推進計画(中間とりまとめ)(案)について 市民意見の募集について		
20年(2008年) 2月	(広島市うつ病・自殺対策推進計画(中間とりまとめ)策定)	中間とりまとめ 報告	
3月	第10回 市民意見への対応の審議 広島市うつ病・自殺対策推進計画(案)について		中間とりまとめ 公表・市民意見 募集(1日～15日)

注 第1部会は、医療・労働問題関係、第2部会は、労働問題を除く社会問題関係を審議。

市民意見募集について

1 市民意見の募集方法等

(1) 募集期間

平成20年(2008年)3月1日から3月15日

(2) 募集方法

「市民と市政」に市民意見募集の掲載を行うとともに、市のホームページに全文を掲載
また、精神保健福祉室、精神保健福祉センター、各区保健センターにおいて全文を配布

2 募集結果

(1) 提出者数 20人 (内訳 インターネット8人、郵送11人、面会1人)

(2) 意見件数 61件

(3) 意見の概要

区分	件数
理念や視点に関するもの	17
具体的な事業・取組に関するもの	41
その他の質問等	3

3 市民意見の内訳及び対応

区分	対応				
	計画の一部を修正するもの	計画の修正は行わないが、事業・取組の執行で留意するもの	理念・視点又は事業・取組として既に計画に記載しているもの	その他、質問など計画の修正を要しないもの	計
計画全体に関するもの			11	4	15
具体的な事業・取組に関するもの	(2)	(10)	(23)	(4)	(38)
1 市民一人一人の気づきと見守りを促す		1	10		11
2 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する	1	1	1		3
3 心の健康づくりを進める		3	2	1	6
4 適切な精神科医療を受けれるようにする			4	1	5
5 社会的な取組で自殺を防ぐ		4	3	2	9
6 自殺未遂者の自殺を防ぐ		1	2		3
7 遺された人の苦痛を和らげる			1		1
8 民間団体等との連携を強化する					0
計画の推進に関するもの	1	1		3	5
計画とは関係ないもの				3	3
計	2	11	34	14	61

4 計画への反映

(1) 計画の一部を修正するもの 2件

① 重点事業の追加について

【市民意見】

「かかりつけ医のうつ病診断技術の向上」がうたわれていますが、これは大事なことと思う。是非とも重点事項の一つとして推進する必要があると思う。

【対応】

中間とりまとめの策定時において、かかりつけ医のうつ病研修事業は、自殺対策事業（国庫補助事業）には位置付けられておらず、このため、県主体の医療関係事業として、本市の重点事項とはしていなかった。

しかし、その後、新規の自殺対策事業と位置付けられたことから、本市としても、重点事項の一つとして位置付け主体的に推進する。

② 点検・評価等の体制について

【市民意見】

広島市及び広島市が委託し管轄する機関の対策を明確にし、そこで実施する対策は具体的なものとして確実に責任を持って実行し、実施状況をチェック・フォローする必要があると思う。

【対応】

中間とりまとめの策定時から、計画の実施状況の点検・評価に当たっては、協議会の意見を聴くことにしていますが、その旨を「市民への情報提供に努めること」も含めて計画に明記する。

（追加内容）

「第4章 計画の推進」の中に次の1項を加える

3 計画の点検・評価等

計画の実行性を確保するために、今後、必要に応じて点検・評価を行うとともに、本市の行政評価制度等を活用しながら適切な進行管理を行います。

なお、点検・評価等に際しては、「広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会」等の意見を聴くとともに、市のホームページ等を活用して広く市民への情報提供に努めます。

(2) 計画の修正は行わないが、事業・取組の執行で留意するもの（11件）

【市民意見】

① 市民一人一人の気づきと見守りを促す（1件）

- ・ 関心を持ってもらうために広島市独自の取組があってもよいのではないか。たとえば、有名な俳優出演の映画の制作などを行ってもよいのではないか。

② 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する（1件）

- ・ 広島市精神保健福祉センターが主催する実践的な取組として、専門家を施設などの現場に派遣して事例検討を行うなどのアプローチも必要ではないか。

③ 心の健康づくりを進める（3件）

- ・ 社内EAPの制度の理解が経営者にない。社員の理解も薄くうつ病を否定する。気軽に話ができる社内産業カ

ウンセラーがいると会社の内容も分るし、相談しやすいと思う。

(注) E A P (Employee Assistance Program)

従業員支援プログラムと呼ばれる。カウンセリング・研修を中心とした、社員へのサポート・プログラム。

- ・上司として部下の健康をどうみるのかという教育が必要だと思う。最悪なケースの場合は上司への罰則も検討されてみてはどうか。
- ・学校カウンセラーが週に1日というのは少な目であると思う。

④ 社会的な取組で自殺を防ぐ（4件）

- ・相談機関が一般市民にもすぐわかるマップを作成してはどうか。
- ・保健センターでも保健相談、医療との連携を、もう少し活発に行ったら良いのではないかな。
- ・悩みを抱える仲間のグループを市がネット上で紹介するなど、独りぼっちにならない取組が必要と思う。
- ・多重債務問題への対応として、「借金を理由に自殺することはない。多重債務問題は必ず解決できるので相談してください」という強いメッセージを広報し、相談を受けようと思わせる取組が非常に重要であると思う。

⑤ 自殺未遂者の自殺を防ぐ（1件）

- ・自殺未遂となって救急病院に搬送され、身体的な処置はされても、心のケアは後回しになるケースが多いと推測される。救急医療の段階で心のケアをする人材（カウンセラー・精神保健福祉士など）の増員が必要ではないか。精神科医療につなげるときにも重要な橋渡し役となるのではないかな。

⑥ 「計画の推進」に関するもの（1件）

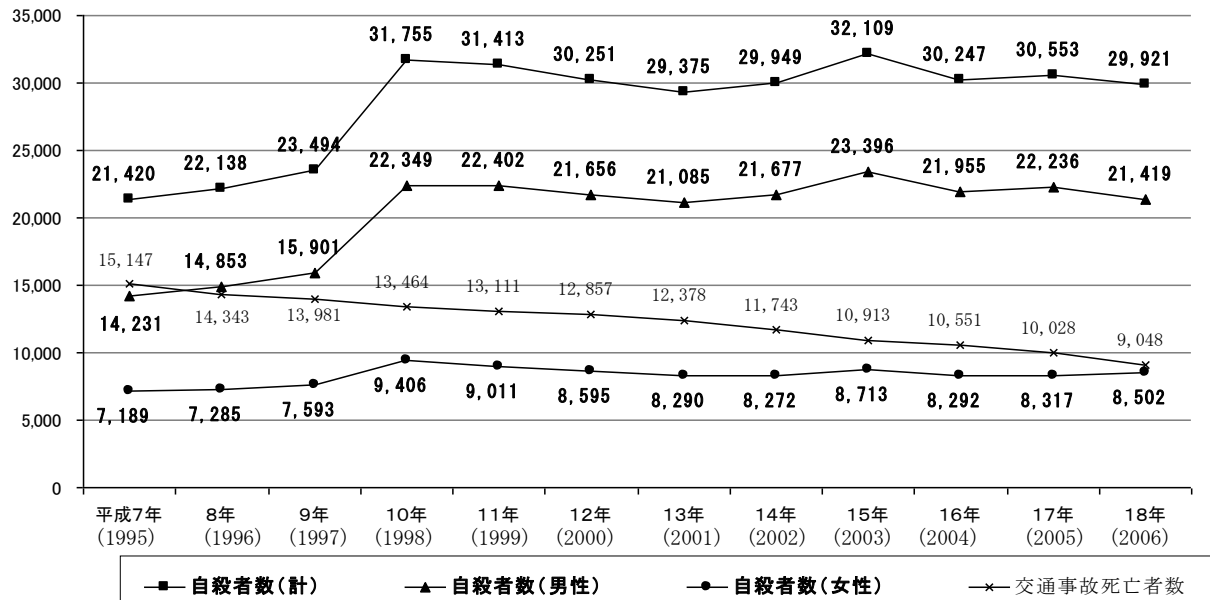
- ・各種相談機関などは、住所、電話などを明記した方が対応しやすいと思う。

自殺者数等の推移

1 全国の自殺者数の推移

単位：人

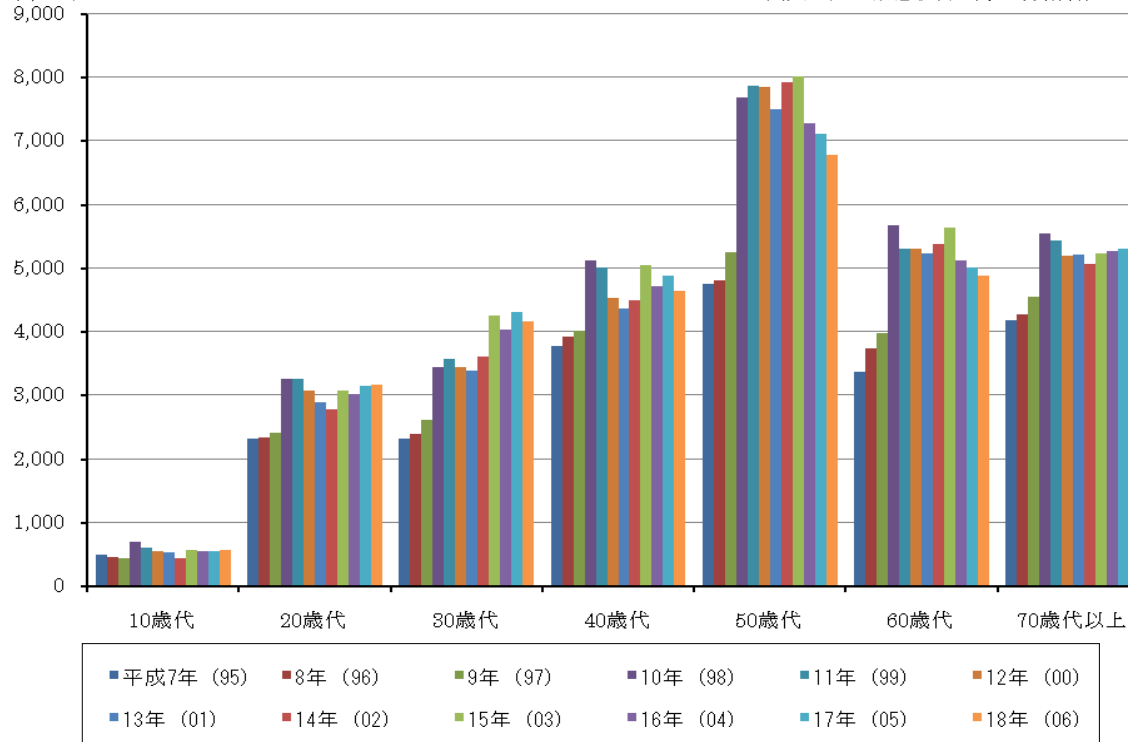
出典 人口動態統計（厚生労働省）



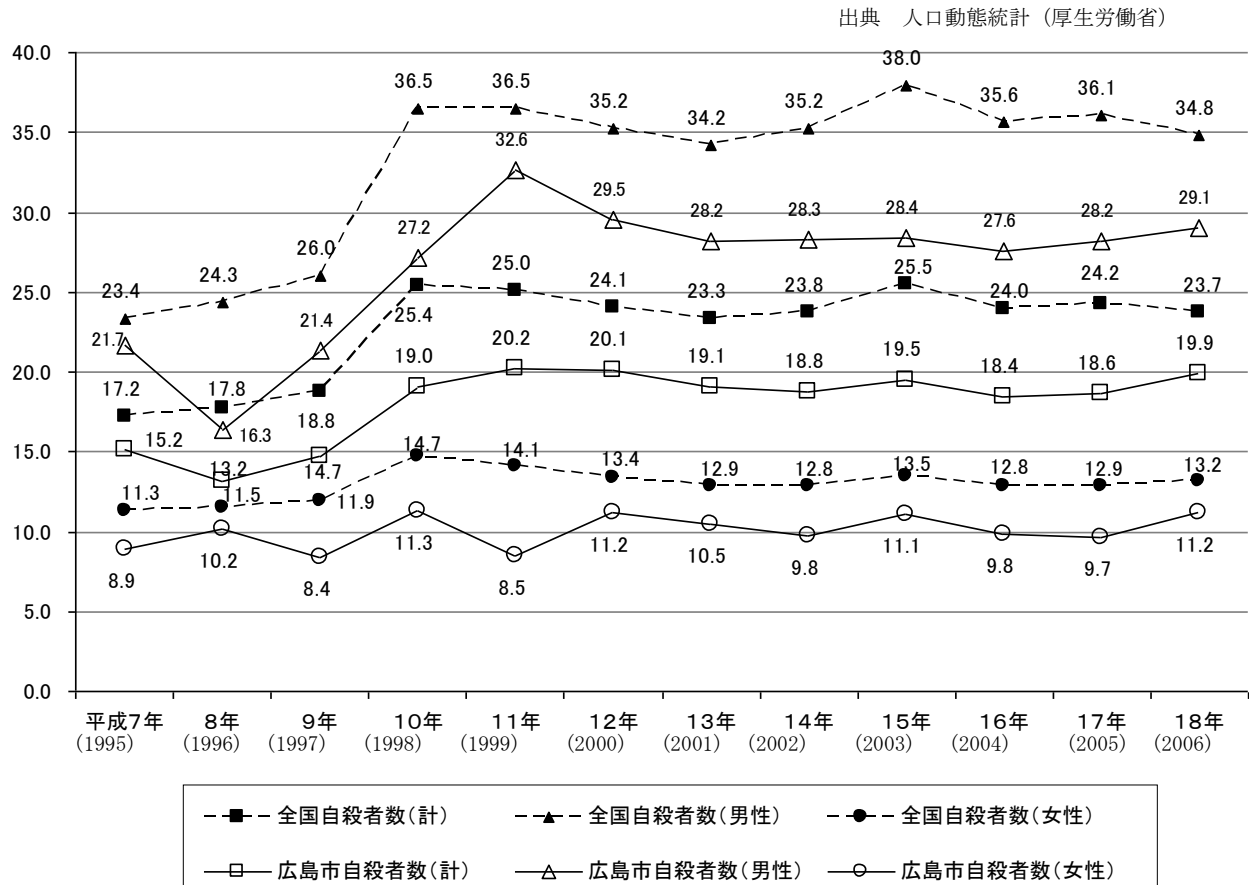
2 全国の年代別自殺者数の推移

単位：人

出典 人口動態統計（厚生労働省）

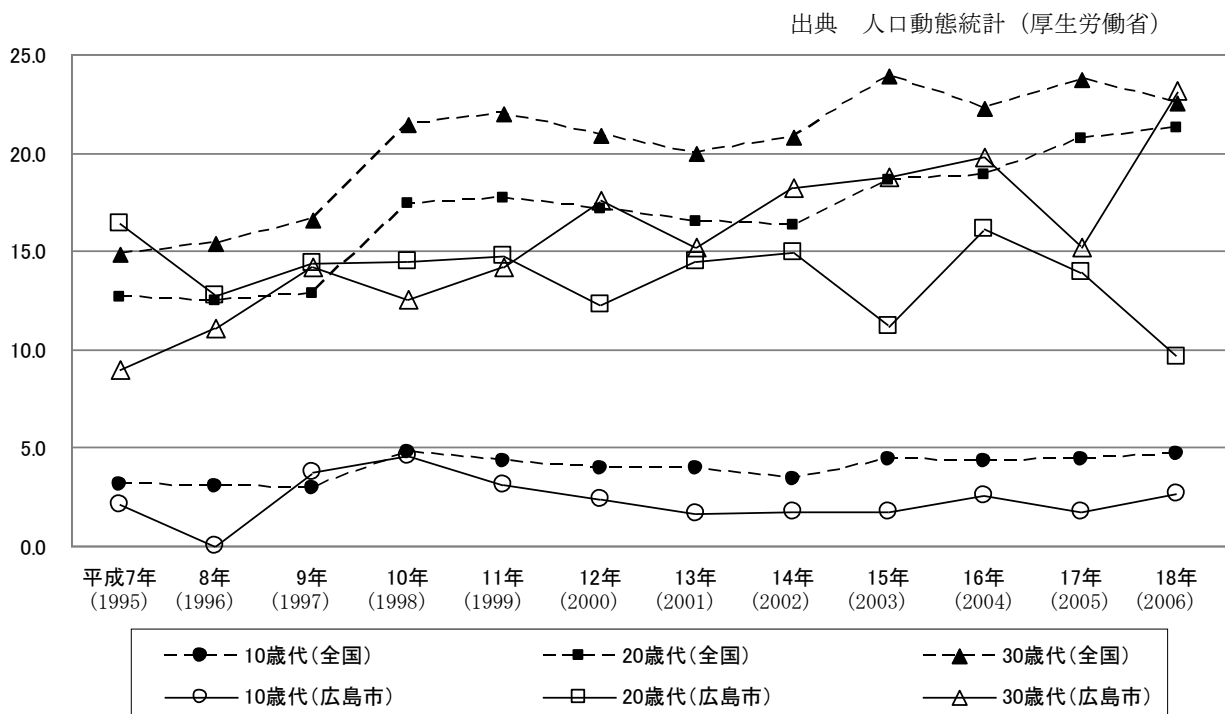


3 全国と広島市の自殺死亡率の推移

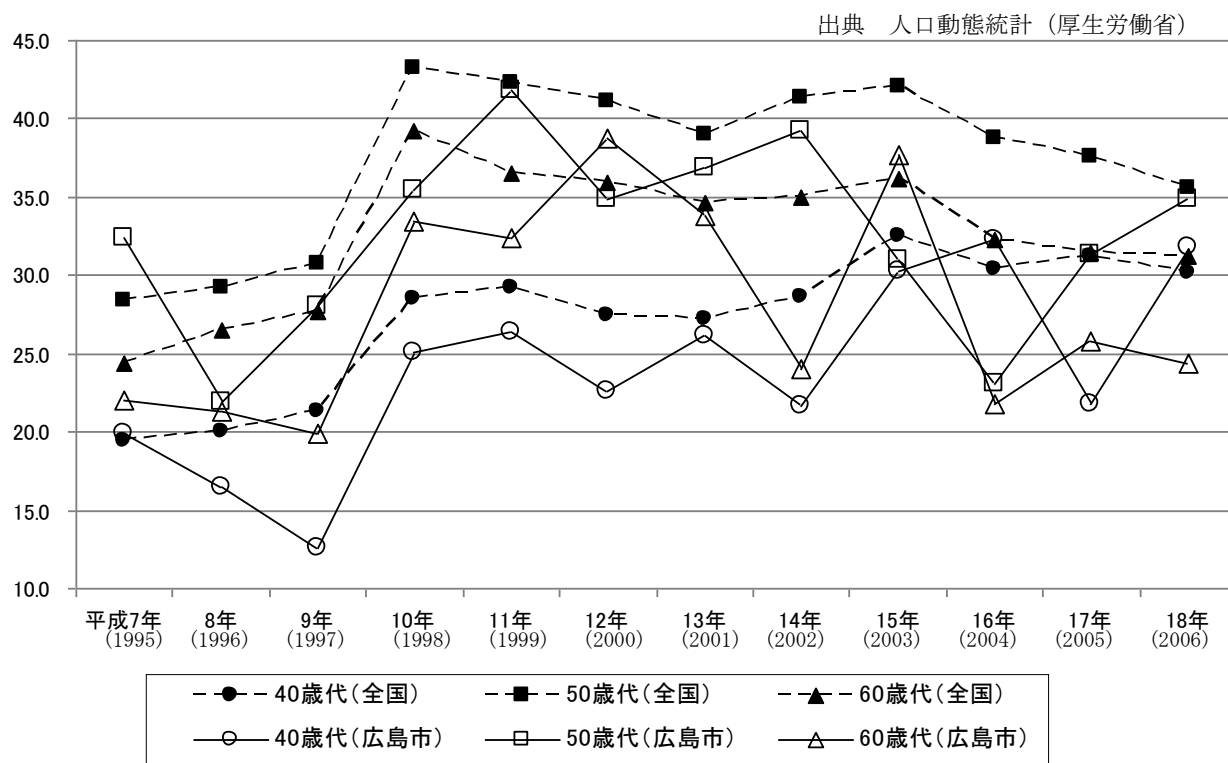


4 全国と広島市の年代別自殺死亡率の推移

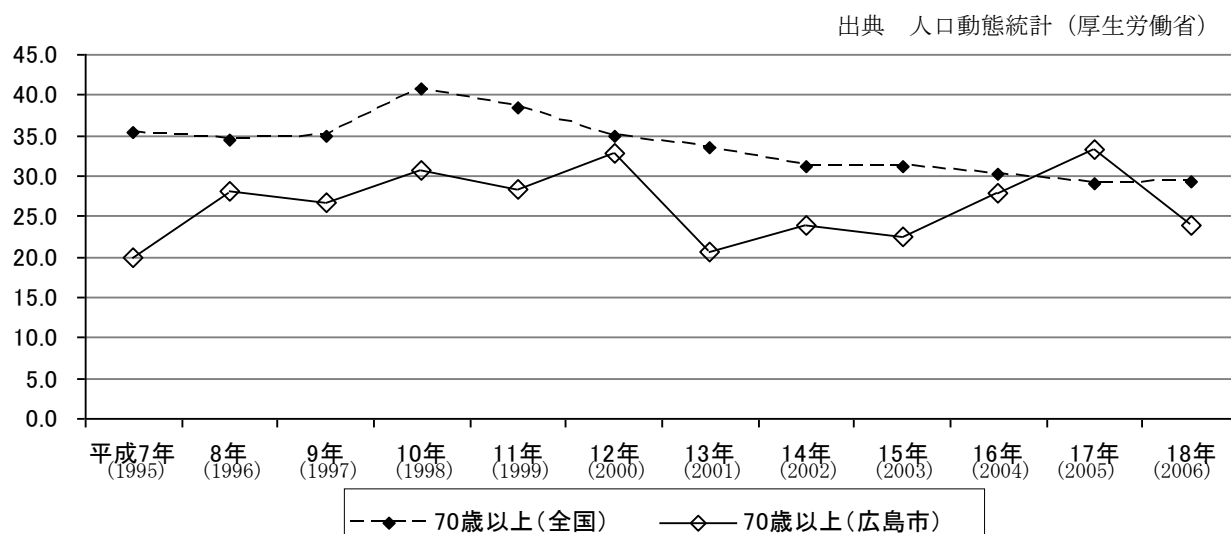
(1) 10歳代～30歳代



(2) 40 歳代～60 歳代



(3) 70 歳代以上



5 本市の自立支援医療の認定者でのうつ病等気分障害者の推移

区分	平成16年度 (2004年)	17年度 (2005年)	18年度 (2006年)
認定者総数 ①	11,409人	13,013人	12,468人
①のうち うつ病等気分障害 ②	4,349人	5,011人	4,923人
自立支援医療認定者での割合 (①/②)	38.1%	38.5%	39.5%

広島市こころの健康に関するアンケート調査結果

1 調査の概要

(1) 調査目的

市民のこころの健康に関する実態や意識を調査し、本市における総合的な自殺予防対策を推進するための基礎資料とすることを目的として実施した。

(2) 調査の方法

- ① 調査地域 広島市全域
- ② 調査対象 住民基本台帳及び外国人登録原票から、20 歳以上の男女を無作為に抽出
- ③ 調査数 3,000 人
- ④ 実施方法 郵送法による
- ⑤ 調査期間 平成 19 年（2007 年）6 月 4 日～6 月 15 日

(3) 調査の項目

- こころの健康状態について
- うつ病に対する認識について
- 専門的な医療機関や相談機関の認知度について
- 自殺予防対策にかかる意識や要望について 等

(4) 回収結果

有効回収数 1,636 件（有効回収率 54.5%）

2 「こころの健康に関するアンケート調査」の集計結果

注1 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。

注2 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合がある。

問1 あなたの居住区はどこですか。

（回答総数：1,636）

区分	回答数（人）	構成比（%）
中区	176	10.8
東区	164	10.0
南区	183	11.2
西区	257	15.7
安佐南区	305	18.6
安佐北区	235	14.4
安芸区	110	6.7
佐伯区	194	11.9
無回答	12	0.7

問2 あなたのお住まいの地域の様子は下のどれに最も近いと思いますか。（回答総数：1,636）

区分	回答数（人）	構成比（%）
都心部（商店街、オフィス）	116	7.1
住宅と商店や工場等が混在する地域	283	17.3
古くからの住宅地	631	38.6
団地などの新興住宅地	436	26.7
農業集落	75	4.6
その他	26	1.6
無回答	69	4.2

問 3 昨年 10 月に、社会全体で取り組むべき課題として自殺対策基本法が施行されました。あなたは、この法律をご存知ですか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
よく知っている	20	1.2
知っている	189	11.6
聞いたことはあるがよく知らない	568	34.7
知らない	842	51.5
無回答	17	1.0

問 4 あなたは、自殺予防対策に関心がありますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
とても関心がある	103	6.3
関心がある	741	45.3
あまり関心がない	587	35.9
関心がない	183	11.2
無回答	22	1.3

問 5 あなたの現在の健康状態はいかがですか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
健康である	524	32.0
まあまあ健康である	879	53.7
健康でない	185	11.3
よくわからない	36	2.2
無回答	12	0.7

問 6 抑うつ度の状況について (回答総数：1,233)

区分	回答数(人)	構成比(%)
正常	821	66.6
軽いうつ状態	182	14.8
中程度のうつ状態	94	7.6
重症のうつ状態	136	11.0

問 7 あなたの性別は。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
男性	672	41.1
女性	935	57.2
無回答	29	1.8

問 8 あなたの満年齢は。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
20～24 歳	59	3.6
25～29 歳	79	4.8
30～34 歳	149	9.1
35～39 歳	153	9.4
40～44 歳	128	7.8
45～49 歳	113	6.9
50～54 歳	133	8.1
55～59 歳	184	11.2
60～64 歳	179	10.9
65～69 歳	140	8.6
70～74 歳	124	7.6
75 歳以上	178	10.9
無回答	17	1.0

問 9 あなたは、この 6 か月の間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスがありましたか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
まったくなかった	1,153	70.5
あまりなかった	251	15.3
たまにあった	149	9.1
よくあった	62	3.8
無回答	21	1.3

問 10 あなたは、町内や地域の人と話をしたり交流する機会がありますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
よくある	410	25.1
ときどきある	567	34.7
あまりない	389	23.8
まったくない	255	15.6
無回答	15	0.9

問 11 あなたの心配ごとや悩みごとを相談できる人がいますか。 (回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
はい(いる)	1,428	87.3
いいえ(いない)	180	11.0
無回答	28	1.7

問 11 付問 はい(いる)と回答した人の内訳 (回答総数：1,428)

区分	回答数(人)	構成比(%)
家族にいる	523	36.6
家族以外にいる	186	13.0
どちらにもいる	681	47.7
無回答	38	2.7

問 12 「うつ病」は自殺に強く関連していると思いますか。(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
とてもそう思う	409	25.0
そう思う	817	49.9
思わない	96	5.9
わからない	286	17.5
無回答	28	1.7

問 13 あなたの家族や友人のひとりが次のような状態になった場合を想定してお答えください。

「この2～3週間、食欲が無く眠れない日々が続く、体重が減ってきたようです。また、ふさぎ込むようになり、仕事に集中できなくなっていました。物事に対して興味がわかないようで、話しかけても返事に乏しく、悲観的な事を言っています。」

問 13 付問 1 その人の状態に最もあてはまるのは次のどれだと思いますか。(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
体の病気	137	8.4
心の病気	1,236	75.6
気のせい	38	2.3
わからない	138	8.4
無回答	87	5.3

問 13 付問 2 その人の状態は適切な治療で治ると思いますか。(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
治る	1,062	64.9
治らない	87	5.3
わからない	451	27.6
無回答	36	2.2

問 13 付問 3 あなたは、その人にどのように対応したらよいと思いますか。最も良い対応だと思うものを選んでください。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
様子を見る	153	9.4
本人を励ます	112	6.8
身近な人への相談を勧める	225	13.8
民生委員への相談を勧める	12	0.7
内科医等のかかりつけ医へ受診することを勧める	226	13.8
精神科の専門医へ受診することを勧める	424	25.9
保健師など公的な機関 区役所、精神保健福祉センターなどの窓口	73	4.5
その他	81	5.0
無回答	330	20.2

問 14 同居家族はあなたも含め何人ですか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
1人(自分だけ)	190	11.6
2人	520	31.8
3人	415	25.4
4人	302	18.5
5人	110	6.7
6人以上	72	4.4
無回答	27	1.7

問 15 あなたの同居家族の構成は次のどれですか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
一人暮らし	181	11.1
夫婦だけ	425	26.0
あなた(又はあなた夫婦)と親	163	10.0
あなた(又はあなた夫婦)と子	595	36.4
あなたを含めて三世代	141	8.6
その他	80	4.9
無回答	51	3.1

問 16 あなたは、もし「うつ病」だと思われる症状が2～3週間以上続いたら、病院を受診しますか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
かかりつけ医を受診する	541	33.1
精神科以外の病院や診療所を受診する	99	6.1
精神科を受診する	529	32.3
受診しない	409	25.0
無回答	58	3.5

問 16 付問 なぜ病院を受診しないのですか。

(複数回答可)

(回答総数：409)

区分	回答数(人)	構成比(%)
治療にお金がかかる	92	22.5
受診する時間がない	78	19.1
どこに受診したらよいかわからない	130	31.8
うつ病は治療しても治らないと思う	46	11.2
恥ずかしい病気なので、なるべく隠したい	26	6.4
うつ病は特別な人がかかる病気で、自分には関係ない	38	9.3
治療しなくても、ほとんどは自然に治る	106	25.9
その他	113	27.6
無回答	12	2.9

問 17 もっと精神科の受診をしやすくするには、どのようにしたらよいと思いますか。(複数回答可)

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
かかりつけ医から紹介してもらう	860	52.6
精神科の病院や専門クリニックについての周知	447	27.3
精神科疾患に対する偏見の除去や正しい知識の理解	639	39.1
家族や友人が同伴して受診する	445	27.2
公的な機関での医師による精神相談窓口の利用	383	23.4
その他	84	5.1
無回答	72	4.4

問 18 次の相談機関を知っていますか。

(回答総数：1,636)

区分	知っている		知らない		無回答	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
① 広島いのちの電話	523	32.0	975	59.6	138	8.4
② ひろしまチャイルドライン	486	29.7	985	60.2	165	10.1
③ ヤングテレホン広島(広島県警)	260	15.9	1,192	72.9	184	11.2
④ いじめ110番	1,035	63.3	465	28.4	136	8.3
⑤ 児童相談所	1,179	72.1	308	18.8	149	9.1
⑥ 労働基準監督署	1,057	64.6	427	26.1	152	9.3
⑦ 紙屋町法律相談センター(弁護士会)	483	29.5	984	60.1	169	10.3
⑧ 心配ごと相談所	351	21.5	1,112	68.0	173	10.6
⑨ 地域包括支援センター	398	24.3	1,067	65.2	171	10.5
⑩ 広島市精神保健福祉センター	283	17.3	1,170	71.5	183	11.2
⑪ こころの電話相談(広島県精神保健福祉協会)	283	17.3	1,165	71.2	188	11.5
⑫ 精神科救急情報センター	96	5.9	1,343	82.1	197	12.0

問 19 あなたはどのような仕事についておられますか。

(回答総数：1,636)

区分	回答数(人)	構成比(%)
農業、林業、水産業	29	1.8
商業、サービス業、工業	128	7.8
自由業(弁護士、開業医、芸術家など)	32	2.0
管理職(会社・団体の役員、課長以上の人など)	82	5.0
専門・技術職(対人サービスの多い職)	147	9.0
専門・技術職(その他の職)	61	3.7
事務職(会社・団体の一般事務など)	120	7.3
販売・サービス職(店員、理・美容師など)	79	4.8
技能・労務職(工具、建設作業、運転手、ガードマンなど)	103	6.3
パートタイマー、アルバイト(学生を除く)	153	9.4
専業主婦・主夫	331	20.2
学生	19	1.2
無職	246	15.0
無回答	106	6.5

問 20 あなたのふだん1週間の就業時間はどのくらいですか。ふだん残業や副業をしている場合は、それを含めた1週間の合計について記入してください。

(回答総数：934)

区分	回答数(人)	構成比(%)
20 時間未満	76	8.1
20～29 時間	115	12.3
30～39 時間	110	11.8
40～48 時間	271	29.0
49～59 時間	166	17.8
60～79 時間	111	11.9
80 時間以上	25	2.7
決まっていない	47	5.0
無回答	13	1.4

問 21 自殺予防の対策として、あなたが大切だと思うことや充実させてもらいたいことはどのようなものですか。

(回答総数：1,636)

区分	とても大切		大切		あまり大切でない		大切でない		無回答	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
① 学校での「いのちの教育」	1,162	71.0	361	22.1	26	1.6	14	0.9	73	4.5
② 職場や地域での「こころの相談」の充実	491	30.0	840	51.3	140	8.6	17	1.0	148	9.0
③ うつ病や自殺予防の専用電話相談の充実	476	29.1	826	50.5	147	9.0	20	1.2	167	10.2
④ うつ病や自殺予防の専用ホームページの開設	369	22.6	752	46.0	283	17.3	40	2.4	192	11.7
⑤ インターネットを利用した「こころの相談」	327	20.0	756	46.2	288	17.6	55	3.4	210	12.8
⑥ かかりつけ医師や診療所の目配り	536	32.8	806	49.3	142	8.7	20	1.2	132	8.1
⑦ もっと精神科の受診をしやすくする	732	44.7	649	39.7	89	5.4	21	1.3	145	8.9
⑧ 債務(借金返済)相談の充実	400	24.4	798	48.8	217	13.3	29	1.8	192	11.7
⑨ うつ病や自殺に関する市民への啓発活動	358	21.9	835	51.0	223	13.6	33	2.0	187	11.4
⑩ 教師、職場の上司等相談に応じる人への研修	538	32.9	709	43.3	197	12.0	30	1.8	162	9.9
⑪ 自殺未遂者への支援	422	25.8	798	48.8	186	11.4	34	2.1	196	12.0
⑫ 自殺者の親族等への支援	392	24.0	763	46.6	242	14.8	40	2.4	199	12.2
⑬ 高齢者の孤立を防ぐ対策	888	54.3	615	37.6	31	1.9	8	0.5	94	5.7
⑭ 孤立化しやすい人を地域で見守るネットワーク	547	33.4	782	47.8	132	8.1	20	1.2	155	9.5
⑮ マスコミと一緒にキャンペーンを行う	221	13.5	666	40.7	442	27.0	94	5.7	213	13.0
⑯ 家庭での「いのちの教育」	889	54.3	565	34.5	46	2.8	10	0.6	126	7.7

広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 本市においてうつ病及び自殺の予防対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。

- （1）うつ病及び自殺の予防に関する調査及び分析に関すること。
- （2）うつ病及び自殺の予防に関する関係・関連事業の実施状況の評価に関すること。
- （3）うつ病及び自殺の予防対策の基本方針及び推進計画に関すること。
- （4）その他うつ病及び自殺の予防対策の推進に関して必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、うつ病又は自殺予防にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（部会）

第7条 協議会には、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が部会長と協議してこれを定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局健康福祉企画課において処理する。

2 部会の庶務は、部会の所掌事務に関係の深い本市の関係課の中から、当該部会の部会長が指定するものにおいて処理する。

（委任規定）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会委員名簿

(平成20年(2008年)3月31日現在)

(50音順)

氏名	所属・役職	部会	
		第1部会	第2部会
飯岡 久美	広島弁護士会・弁護士		○
板谷 美智子(※1)	広島県看護協会・会長	○	
井之川 廣江	広島県医師会・常任理事	○	
岡田 節	広島市精神保健福祉家族会連合会・副会長		○
岡本 泰昌	広島大学大学院医歯薬学総合研究科精神神経医科学・講師		○
倉永 恭子	広島県臨床心理士会・会長		○
栗尾 勇人(※2)	広島県警察本部生活安全企画課・警部		○
新宅 博明	比治山大学短期大学部・教授		○
高本 友博(※3)	広島商工会議所・事務局長	○	
谷川 攻一	広島大学大学院医歯薬学総合研究科救急医学講座・教授	○	
坪田 信孝	広島産業保健推進センター・所長	○	
西田 寛子	広島市民生委員児童委員協議会・理事		○
樋口 啓子○	広島いのちの電話・理事		◎
文屋 憲二	広島労働局労働基準部安全衛生課・課長	○	
守田 貞夫	広島市社会福祉協議会・常務理事		○
山内 雅弥	中国新聞社・編集委員		○
山中 祐介	広島市医師会・理事	○	
山脇 成人◎	広島大学大学院医歯薬学総合研究科精神神経医科学・教授	◎	

注：第1部会は、医療・労働問題関係、第2部会は、労働問題を除く社会問題関係を審議します。

氏名欄の◎は会長、○は副会長を、部会欄の◎印は部会長を示します。

※1：前任者（野尻昭代委員）の辞任に伴い、平成19年(2007年)5月27日就任

※2：前任者（野山栄一委員）の辞任に伴い、平成19年(2007年)9月1日就任

※3：前任者（石津茂委員）の辞任に伴い、平成19年(2007年)4月1日就任

広島市うつ病・自殺予防対策庁内関係者会議設置要領

(目的)

第1条 本市の庁内関係部局が連携し、及び情報交換を行い、関係諸施策の調査・研究を通じて、本市におけるうつ病及び自殺の予防対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺予防対策庁内関係者会議(以下「庁内関係者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内関係者会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うつ病及び自殺の予防に関する情報交換及び調査・分析に関すること。
- (2) うつ病及び自殺の予防に関する関係諸施策の評価に関すること。
- (3) うつ病及び自殺の予防の基本方針に関すること。
- (4) 広島市うつ病・自殺予防対策推進計画及びその推進に関すること。
- (5) その他うつ病及び自殺の予防対策の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 庁内関係者会議は、座長、副座長及び会員をもって組織する。

- 2 座長は、健康福祉局次長をもって充てる。
- 3 座長は、庁内関係者会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、健康福祉局健康福祉企画課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。
- 6 会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 座長は、必要に応じて庁内関係者会議を招集する。

- 2 庁内関係者会議は、必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 庁内関係者会議に、調査研究させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第6条 庁内関係者会議の庶務は、健康福祉局健康福祉企画課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内関係者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	職 名
会員	企画総務局市長室市民相談センター所長 企画総務局企画調整部企画第二担当課長 企画総務局人事部人事課長 企画総務局人事部福利課職員健康管理担当課長 企画総務局人事部研修センター所長 市民局生涯学習課長 市民局市民安全推進課長 市民局勤労市民課長 市民局消費生活センター所長 市民局人権啓発部男女共同参画課長 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課予防担当課長 健康福祉局高齢福祉部介護保険課長 健康福祉局障害福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課長 健康福祉局障害福祉部精神保健福祉センター相談課長 健康福祉局原爆被害対策部援護課長 健康福祉局保健部保健医療課長 健康福祉局保健部保健医療課保健予防担当課長 健康福祉局保健部保健医療課保健指導担当課長 こども未来局こども・家庭支援課長 こども未来局児童相談所長 中区市民部区政振興課長 消防局警防部救急担当部長 教育委員会青少年育成部育成課長 教育委員会学校教育部給食保健課長 教育委員会学校教育部指導第二課生徒指導担当課長 教育委員会教育センター次長